

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00384	施設名称	阿坂幼稚園(園舎)
所在地(住所)	松阪市小阿坂町3325番地		
			
根拠条例	松阪市立幼稚園条例	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課
設置年度	平成 1年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	幼稚園については学校教育法第22条において『義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする』とされている。 昭和30年、阿坂幼稚園設置。		
施設の設置目的に沿った運営状況	学校教育法等に基づき文部科学省が定める学習指導要領に則した教育過程を編成、実施している。幼児期における教育は、『生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであって、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする』とされる。		

(2)建物の概要

設置形態	併 設	用途地域等	市街化調整区域
駐車場(収容台数)	3台		
土地	敷地面積	162m ²	借受期間・賃料等
	所有者	市	—
主たる建物1	建物名称	園舎	
	用途	園舎	構造・階数
	建築年月	平成 2年 1月20日	建物取得費(全体)
	延床面積	323.20m ²	耐震診断(実施年)
	耐震補強(実施年)	不要	所有者
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)		平成 年度	平成 年度
対象建物			
施工内容			
費用			
リスク・高機能化対応度			

(3)管理・運営の概要

利用時間	(基本)8:30～14:00		休所(館)日		松阪市立幼稚園管理規則第3条による			
運営形態	直営		管理・運営者名		松阪市			
委託期間(指定管理の場合)	自	年	月	日	至	年	月	日
業務内容								

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	1.00	人	労務員		人	再任用職員		人	非常勤職員	1.00	人	合計	2.00	人
施設の維持管理に係る経費							施設の運営・事業に係る経費（指定管理の場合）							
維持管理経費		1,121,253					運営・事業等経費							
光熱水費		281,298					指定管理委託料							
保守点検委託料		186,322					その他の経費							
賃借料		109,497												
修繕費		12,600												
その他の経費		531,536												
人件費		9,639,000												
職員 等		7,341,000												
非常勤職員		2,298,000												
①小計		10,760,253					②小計							
④合計（①＋②）－③		10,089,246円												
市民一人あたりのコスト		59.70円												
財 源		補助金等収入				その他収入								
		使用料等収入	671,007円			③年間収入合計			671,007円					

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
園児数	人	11	15	10

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	別紙のとおり
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	別紙のとおり
特記事項	今後の施設のあり方については、平成25年3月に策定しました「松阪市立幼稚園整備計画」や「松阪市立幼稚園のあり方検討委員会の答申」、国の子ども・子育て新制度の動向等を基に慎重に検討していきたい。 避難所指定の有無【有】

各棟の状況

[illegible]

管理・運営上の問題点

- ・平成26年4月1日現在において市内の幼稚園23園のうち、阪内幼稚園及び東黒部幼稚園が休園となっており、平成25年度からは朝見幼稚園が休園となっています。園舎について建設から50年以上経過している園が射和幼稚園、山室幼稚園(園舎の一部含む)となっており、改修を行っているものの施設の老朽化は否めません。40年以上50年未満経過している園はありませんが、30年以上40年未満経過している園は6園あり、施設の老朽化が進展しています。
- ・全体的にみれば少子化の影響による園児数の減少が続いていますが、近年の核家族化や女性の社会進出などで、幼稚園に対するニーズが変わってきています。保育に関しては、保護者より3歳児保育を希望するとの声が多いですが、実施園の拡大については過去の経過を踏まえ松阪認可保育園連盟との十分な協議が必要です。
- ・平成24年度調査における各園の募集定員に対する充足率でみれば100%を超える園が1園ある一方、20%にも満たない園が4園あり、50%未満20%以上の園についても4園あります。園児数が15人以下の園が5園あり、「松阪市立幼稚園のあり方検討委員会」から答申を受けて平成24年度に策定した「松阪市立幼稚園整備計画」や国の子ども・子育て新制度に関する動向等を踏まえ、今後の施設の方向性を検討していきます。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項

- ・「松阪市立幼稚園整備計画」を基に廃止・統合・転用等を検討していく必要があること。
- ・一部の園については教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。
- ・幼稚園については地域の小学校と密接に関係しており、廃止統合転用等については地域の十分な理解が必要となること。
- ・法律上の制約としては幼稚園施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。